

令和6年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

償却資産の申告につきまして、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、償却資産の申告の時期が近づいてまいりましたので、ご案内いたします。
手引きをご参照のうえ、期限内に必ず申告をお願いいたします。

申告書の提出期限 令和6年1月31日(水)

目次

1. 償却資産とは……………1ページ
2. 償却資産の申告について……………2ページ
3. 申告に際しての注意点……………4ページ
4. 税額等の算出方法について……………9ページ
5. 減価残存率表……………10ページ

↓ 申告書の提出先(送付用の宛名でご使用ください☆) ↓

〒884-8655
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8437番地
高鍋町役場 税務課 資産税係 宛て
0983-26-2013

1. 償却資産とは

● 償却資産とは

農業をしている方、会社や個人で工場や商店などを経営している方等が、その事業を行うために使用している構築物、機械、工具、器具、備品等の資産をいい、土地・家屋と同じようにその資産価値に応じて固定資産税が課税されます。

該当する資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の所有状況について必要な事項をその所在地の市町村長に申告しなければなりません。

ただし、鉱業権、漁業権、特許権等のような無形減価償却資産、固定資産税が課税される土地・家屋、自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等は課税の対象とはなりません。

該当資産の例（詳しくは6ページをご覧ください）

①	構築物	外構施設、緑化施設、駐車場舗装、屋外の給排水設備、簡易間仕切り、日よけテント、焼却炉、温室、ビニールハウス等
②	機械及び装置	各種製造設備、農業用機械、太陽光発電システム等
③	船舶	漁船、ボート等
④	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
⑤	車両	フォークリフト等の大型特殊自動車、構内運搬車等（自動車税、軽自動車税の対象となっているものを除く）
⑥	工具・器具及び備品	応接セット等の家具、カラオケ等の音響機器、冷暖房用機器（エアコン）、パソコン、カメラ、金庫、医療機器等

2. 償却資産の申告について

● 申告する資産とは

令和6年1月1日現在において、事業の用に供することのできる資産のうち、土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税又は法人税申告の際、減価償却の対象となる資産です。

なお、次のような資産であっても事業の用に供することのできる状態であれば、申告の対象となります。

- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていないもの
- ・企業会計上、簿外資産として取り扱われているもの
- ・減価償却を終わり、残存価格のみ計上されている資産
- ・遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われているもの）
- ・未稼働資産（すでに完成していて試運転済だが、まだ稼働していない資産）
- ・リース資産で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ・赤字決算のため減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産

※ ただし、20万円未満、耐用年数が1年以上のもので、確定申告で3年間の一括償却を選択しているものは申告の対象外です。

※ リース資産については、原則としてリース会社からの申告となります。

● 提出いただくもの

(1) 必ず提出していただくもの

- ・「償却資産申告書」
- ・「種類別明細書」

※前年中に資産の増加及び減少がない場合でも必ず提出してください。

(2) 該当する資産がある場合に提出いただくもの

- ・非課税資産を所有されている場合…事実を証明する書類
- ・課税標準の特例がある資産を所有されている場合
…地方税法に定められた添付書類
- ・短縮耐用年数を適用された場合 …国税局長の承認通知書の写し
- ・増加償却をされた場合 …税務署長への届出書の写し

※これらの書類を提出される場合は、申告書の備考欄に添付書類の名称を記載してください。

● 申告書等の提出先について

高鍋町役場 税務課 資産税係 (0983-26-2013) までご提出ください。

● 個人番号、法人番号の記入について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」に定める本人確認の実施

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー（個人番号）、法人番号の記載欄が追加されました。これにより、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は、本人確認資料の写しを添付し、ご提出ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や eL TAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

① 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード、通知カード、住民票の写し（個人番号付き） 等
身元確認資料	個人番号カード、運転免許証、旅券 等

② 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	本人の個人番号カード、本人の通知カード、本人の住民票（個人番号付き）の写し 等
代理人の身元確認資料	代理人の個人番号カード、代理人の運転免許証、代理人の旅券、代理人の税理士証票、登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合） 等
代理権確認資料	税務代理権限証書、委任状 等

3. 申告に際しての注意点

● 国税（所得税、法人税）の減価償却との主な違い

項 目	固定資産税の取扱 (償却資産)	国 税 の 取 扱 (法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法	一般の資産は、定率法・定額法の選択制度 (建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法)
前年中の新規取得	半年償却（2分の1償却）	月割償却 (一定の場合は半年償却)
圧縮記帳の制度	認められません 圧縮前の取得価額（原始取得価額）で申告してください	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増 加 償 却 (所得税・法人税)	認められます（届出書の写しを添付してください）	認められます
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	残存簿価1円
改 良 費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産)	課税対象になります 【*1】	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入する (法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価格が20万円未満の減価償却資産)	課税対象になります 【*2】	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条)
即時償却資産 (中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります	取得価格に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

* 1 一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外

* 2 3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外

● 家屋との区分

家屋との区分が難しいものについて例示しています。

判断がつかないものについては、税務課資産税係までお問合せください。

		区 分		備 考
		家屋	償却	
ガソリンスタンドのキャノピー	ビル又は事務所と完全に一体のもの	○		
	〃 別のもの		○	
車庫・倉庫等	貨車・又はコンテナ利用の倉庫	○		《家屋認定の条件》 屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供しうる状態にあるものをいう。 (不動産登記事務取扱手続準則 77 条)
	三方に周壁を有し、出入り口が開放された車庫等	○		
	周壁なしの車庫、資材置場等		○	
堆肥舎・畜舎		○	【*1】	
組立式簡易建物（物置など）			○ 【*2】	
農業用温室	合成樹脂板	○		基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が恒久的資材である場合には家屋となります。
	ガラス	○		
	ビニールフィルム		○	
内装・付帯設備等	家屋と不可分一体のもの	○	○ 【*3】	下記を参照
	取り外しが可能なもの		○	
建売住宅の展示家屋		○		

*** 1** 畜舎の場合、建築の状況によっては家屋なのか償却資産なのか、わかりづらことがありますので、不明なときはお問い合わせください。

*** 2** 償却資産となるものは、事業用に使用しているもの（※事務所や機材保管庫として使用する大型のプレハブ建物等）に限ります。

*** 3** 次の場合は、**償却資産**として申告してください。

- ・自己所有の事業用建物等を改装した場合（改装費用等）
- ・家屋の所有者と異なる者（賃借人）が施工した内装・造作及び建築設備等
- ・当町において、家屋の評価に含まれていない設備（空調設備、冷蔵庫、作り付けの棚、陳列ケース等）
- ・家屋の屋根と一体になっていない太陽光発電設備（＝架台があるもの）

● 業種別の課税対象償却資産の例示

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
各業種共通のもの	駐車場設備、舗装路面、外灯、看板、応接セット、ロッカー、キャビネット、事務用机・椅子、電話、コピー機、簡易間仕切、エアコン、パソコン、レジスター、金庫 等
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ 等
飲 食 店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品 等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備 等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、ミキサー、厨房設備 等
工 場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、構内舗装、溶接機 等
自動車整備業	プレス、オートリフト、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、照明設備 等
鉄 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、溶接機、グラインダー 等
食 肉 販 売 業	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機 等
農 業	ビニールハウス、農耕用車両（※ <u>小型特殊自動車を除く</u> ）、 <u>温室管理装置や乾燥機等の農業用機械設備、農業用器具</u> 等
医 療 、 福 祉	各種医療機器・検査機器、事務機器、ベッド、待合室用椅子 等

※農家の方が事業の用に供するトラクター・コンバイン等の乗用装置があるもの、また、令和元年12月25日付、国土交通省告示第946号で新たに小型特殊自動車として指定された「最高速度35km以下のトラクターに牽引される運搬用トレーラー、マニュアルプレッダー、ロールベアラー等」は、軽自動車税の課税対象なので、ナンバープレートの交付を受けてください。

ナンバープレートの交付を受けた後は、次回から償却資産として申告する必要はありませんので、申告書から除いてください。

※家屋として評価されているものは、申告から除いてください。

● 太陽光発電設備の取り扱いについて

家屋の屋根や土地などに太陽光発電設備を設置した場合は、固定資産税（家屋または償却資産）の課税対象となります。

家屋の屋根材として設置された太陽光発電設備（建材型ソーラーパネル）については、家屋としての課税対象となりますが、太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置した場合や地上などに設置した場合は、償却資産の課税対象となりますので、申告していただく必要があります。

◆対象となる太陽光発電設備について

設置者	10kw 以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw 未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	申告対象	申告対象外 ※ただし、住宅用の場合でも 10kw 以上に増設した場合は申告対象と なります
個人 (事業用)	申告対象 (個人の方であっても事業用であれば、発電出力量や余剰売電・ 全量売電にかかわらず申告対象)	
法人	申告対象 (発電出力量や余剰売電・全量売電にかかわらず申告対象)	

◆対象となる設備の例◆

太陽光パネルの 設置方法	太陽光発電設備		
	太陽光パネル	架台	接続ユニット 電力量計等 表示ユニット パワーコンディショナー
家屋に一体の建材 (屋根材等)として設置	家屋として課税		償却資産
架台に乗せて屋根に設置	償却資産		
家屋以外の場所 (地上や家屋の要件を満たし ていない構築物等)に設置	償却資産		

上記の設備の他に工事費等の設置費用も申告が必要です。

また、一定の要件を満たす設備には、以下のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

●太陽光発電設備の特例について

平成30年4月1日から令和6年3月31日までに取得した場合

「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けており、太陽光発電設備（同時に設置した制御装置、集光装置などを含む）について、新たに固定資産税（償却資産）が課せられることとなった年度から3ヶ年度分の固定資産税（償却資産）に限り、各年度の課税標準額が次のように軽減されます。

- ・発電出力1,000kw 未満の太陽光発電設備：2/3
- ・発電出力1,000kw 以上の太陽光発電設備：3/4

※「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けていることが分かる書類の写しをご提出ください。

4. 税額等の算出方法について

● 評価額の計算方法

申告していただいた各資産を、取得時期、取得価格及び耐用年数を基礎として減価残存率により1件ずつ計算し、評価額を算出します。減価残存率表については10ページをご覧ください。

①前年中に取得したもの（令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得）

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} (1 - \gamma / 2) \\ &\quad \text{取得価額} \times A \end{aligned}$$

②前年前に取得したもの（令和5年1月1日以前に取得）

$$\begin{aligned} \text{評価額} &= \text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} (1 - \gamma) \\ &\quad \text{前年度評価額} \times B \end{aligned}$$

評価額が取得価格の5%未満になる場合は、5%を評価額とします。

毎年この方法により償却資産の評価額を計算し、高鍋町内で事業の用に供している全資産の評価額の合計が課税標準額となります。

ただし、課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

● 期限内に正しい申告をしましょう！

固定資産税における償却資産につきましては、土地又は家屋の登記簿に相当する公簿がなく、また、異動も頻繁に行われるため、毎年申告していただくようお願いしているところです。

この申告書が課税事務における重要な基礎資料となるため、申告漏れがないよう確実に行われること、及び申告内容が正確であることが非常に重要です。

そのためにも、期限内に正しい申告をしてくださいますようお願いいたします。

● 減価残存率表

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 γ	減 価 残 存 率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 γ	減 価 残 存 率	
		前年中 取得のもの A	前年前 取得のもの B			前年中 取得のもの A	前年前 取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962
31	0.072	0.964	0.928				

※減価残存率 $A = 1 - \gamma / 2$ $B = 1 - \gamma$